

寒河江市

介護保険住宅改修費支給に関する同意書

(1) 入院中または施設入所中に改修する場合

住宅改修後の支給申請には、退院・施設退所して（**自宅に戻って**）改修後の住宅に実際に生活していることが必要になります。退院・施設退所後の自宅について、あらかじめ住宅改修をしておくことが必要であるときに限り、工事の着工をすることができます。また、**住宅改修後の支給申請は退院・施設退所してからとなります。**

ただし、予定の変更等で自宅に戻って生活しないこととなった場合、住宅改修費は支給されません。

(2) 認定申請中に改修する場合

介護保険で住宅改修を行えるのは、**介護認定を受けている方**です。

ただし、認定申請中に早急に工事の着工が必要な場合、認定結果が出る前に工事着工を行うことが出来ますが、住宅改修後の支給申請は認定結果が出てからとなります。

なお、**介護認定の結果「自立」となった場合、住宅改修費は支給されません。**

上記の事項に同意したうえで住宅改修工事を行います。

年 月 日

住 所

被保険者名